

## 市長意見の提出状況

日曹金属化学株式会社千葉工場 分解炉・廃熱回収ボイラー更新事業  
に係る環境影響評価準備書

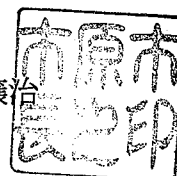
- 1 環境影響を受ける範囲であると認められる地域  
市原市
- 2 市長意見について  
意見あり（別添のとおり）

市環管第 1019 号

令和 5 年 4 月 5 日

千葉県知事 熊谷 俊人 様

市原市長 小出 謙治



千葉県環境影響評価条例第 21 条第 2 項で準用する第 10 条第 2 項の規定による意見について (回答)

令和 5 年 1 月 13 日付け環第 1208 号にて照会のありました件について、別紙のとおり回答します。



「日曹金属化学株式会社千葉工場 分解炉・廃熱回収ボイラー更新  
事業に係る環境影響評価準備書」に対する意見について（回答）

市 原 市

この事業は、日曹金属化学株式会社千葉工場が、石油精製会社等から発生する使用済の硫酸（以下、「廃硫酸」という。）を回収し、それを原料として各種硫酸類及び関連製品を製造するため、老朽化が進んでいる分解炉及び廃熱回収ボイラーを更新することにより、安定的な操業を確保し、循環型社会の推進に貢献することを目的とするものです。

焼却工程に係る分解炉及び廃熱回収ボイラーを同規模の施設に更新し、ガス精製工程、硫酸製造工程、排ガス処理工程については、既存の施設を継続して使用する計画としており、更新に伴い、処理する廃棄物の種類に変更はなく、計画処理量は現在の処理量から増加しない計画としているものです。

しかしながら、当該事業実施区域周辺には、住居、学校及び公園等が存しており、施設の建設及び稼働にあたっては、環境影響についてできる限り回避、低減を図ることが必要であるとともに、自然災害等に起因する事故による影響も懸念されるところです。

したがって、今後の事業の実施にあたっては、安全性を重視することはもとより、環境負荷のより一層の回避及び低減を図るための措置を講じ、周辺住民等からの理解を得ることができる事業を実施していただくため、下記のとおり意見を申し述べます。

記

1 総括的事項

事業の実施に当たっては、環境保全措置及び事後調査を確実に実施するとともに、より一層の環境影響の回避・低減に努めること。

2 各論

(1) 大気質について

排ガスの炉内温度の管理や、ばい煙等の測定監視により環境影響の低減を図ることとなっていることから、施設の維持管理や測定監視を徹底するとともに、新たな知見等の収集に努め、更なるばい煙等の排出抑制を検討すること。

(2) 騒音について

廃棄物焼却施設の稼働に伴う騒音について、調査結果においては、周辺環境の影響もあり夜間に騒音規制法に基づく特定工場等に係る騒音の規制基準と比較し、高い測定値が観測されていることを踏まえ、環境保全措置及び監視計画に基づく事後調査を徹底し、環境影響の低減に万全の努力を注ぐこと。

(3) 土壌及び廃棄物について

ア 土壌汚染の現地調査結果においてふっ素が環境基準を超過していることから、土壌汚染対策法に基づく土壌汚染状況調査及び帯水層へ汚染を拡散しない施工措置の実施を検討されたい。

イ 分解炉・廃熱回収ボイラーの設置に伴う掘削範囲における2地点の土壌汚染濃度の状況調査で採取した土壌中には多量の貝殻が含まれていたとある一方、近傍の、対象事業実施区域内で実施された既存のボーリング調査結果では、地下2メートルまでの間にコンクリートガラ等の混在の記載がある。工事の掘削に当たってコンクリートガラ等が存在していた場合には、関係法令に則り適切に処理すること。

(4) 緑地について

緑地の現況の説明とともに、現況を踏まえた具体の緑地維持管理策を明示し、その徹底を図ること。

(5) 温室効果ガスについて

環境保全措置として、設備機器は省エネルギー型の機器の採用に努めるとしているが、方法書に対する知事意見及びそれに対する事業者の見解にあるとおり、機器の採用は省エネルギー型とし、インバータの取り付け等、より省エネ効率が高くなる設備の導入に努めること。

3 その他

(1) 廃棄物焼却施設の稼働に伴う温室効果ガス等において、更新施設の稼働に伴う活動量、温室効果ガスの排出量及び余熱利用における温室効果ガス削減量の記載があるが、既存施設との比較に関する記載はない。施設更新という事業特性を踏まえ、既存施設における状況を示すとともに、地球温暖化対策の側面での更新による環境負荷低減効果を示すこと。

- (2) 設備の計画についての説明における「本事業において既存の分解炉及び廃熱回収ボイラーの解体や撤去は計画していない。」との表記については、計画していない趣旨・理由が準備書を読み進めないと分からないことから、方法書に対する知事意見及びそれに対する事業者の見解に記載の、将来的に撤去をするが時期は未定の旨を取り入れるなど、市民に分かりやすい表現となるよう改善を図られたい。